

裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
事 件 番 号	令和6年（行フ）第1号
事 件 名	仮の差止めの申立て一部認容決定に対する抗告審の一部取消決定に対する許可抗告事件
判決年月日	令和7年2月26日
判 示 事 項	国土交通大臣から権限の委任を受けた地方運輸局長が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」16条1項に基づき、同法3条の2第1項により指定された準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃の範囲を指定又は変更するに当たり、当該変更の程度、当該変更によるタクシー事業者への影響の程度、タクシー需給状況も踏まえた過度な運賃競争を引き起こす蓋然性やそれを原因とするタクシー運転者の労働条件の悪化の蓋然性等の諸般の事情を考慮することまで求められているものとは解されないところ、関東運輸局長がした公定幅運賃の下限運賃の指定につき、少なくとも当該運賃の変更の程度及び当該変更によるタクシー事業者への影響の程度を考慮していない判断が合理性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであると一応認められるとした原審の判断に違法があるとされた事例
判 決 要 旨	<略>
事案の概要	本件は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年法律第83号。以下「特措法」という。）3条の2第1項に基づき準特定地域として指定されている区域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者であるX1らが、特措法16条1項に基づき令和4年10月11日付け関東運輸局長公示のとおり変更された一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃の範囲の下限を下回る運賃を届け出たため、関東運輸局長から、同法16条の4第3項に基づく運賃の変更を命ずる処分（以下「運賃変更命令」という。）等を受けるおそれがあるとして、行政事件訴訟法37条の5第2項に基づき、運賃変更命令等の仮の差止めを求めた事案である。
訟 務 月 報	71巻7号